

西宮市立中央病院向精神薬管理検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 西宮市立中央病院（以下「病院」という。）に向精神薬管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、院内で扱う向精神薬の管理体制を整備し、その徹底をはかることで、医療従事者による自己乱用等を防止することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、院長、院長補佐、看護部長、薬剤部長、事務局長、管理部長をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、病院長がこれにあたる。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長がこれを招集し、必要に応じて開催する。

2 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は薬剤部におく。

付 則

この要綱は平成15年11月19日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程31条による改正付則）
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和5年4月1日から実施する。